



入会申込書 兼 確認書 兼 顧客カード
 <トリオアセットマネジメント株式会社>

契約締結前交付書面を読み、契約内容とリスクを理解しましたので、下記のとおり申し込みます。

記入日		年 月 日
フリガナ 氏名・名称		
住所・所在地		(〒 -) 電話 ()
生年月日		(昭和 ・ 平成 ・ 西暦) 年 月 日
該 当 欄 に ☑ を お 願 い 致 し ま す。	職業	☐ 自営業 ☐ 会社員 ☐ 無職 ☐ その他 ()
	投資目的	☐ 短期の値上がり益 ☐ 中長期の値上がり益 ☐ インカムゲイン
	投資経験	☐ 株価指数先物・オプション (約 年) ☐ FX (約 年) ☐ 株式信用取引 (約 年) ☐ 株式現物取引 (約 年)
	金融資産	☐ 300 万円未満 ☐ 300 万円以上 1,000 万円未満 ☐ 1,000 万円以上 1 億円未満 ☐ 1 億円以上
	会員区分	～通常コース～ ☐ 梅コース (年会員) ☐ " (半年会員) ☐ 竹コース (年会員) ☐ " (半年会員) ～スポットサービス～ ☐ 銘柄診断 (回) ～トライコース～ ☐ 1 回お試し ☐ 4 回お試し
----- (会社使用欄) -----		

契約締結前の書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

この書面をよくお読み下さい。

商号 トリオアセットマネジメント株式会社
住所 東京都千代田区神田駿河台二丁目 1 番 1 9 号
アルベルゴ御茶ノ水 5 2 3 号室
金融商品取引業者 当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号：関東財務局長（金商）第 2 8 2 9 号

■投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

■報酬等について

① 投資顧問契約による報酬

投資顧問契約により、国内の株式、債券の価値の分析又はこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し、次の会員区分に従い助言を行い、お客様から、会員区分に基づいて助言報酬をいただきます。

② 入会金：100,000 円（入会時のみ） 週刊サービス（会員限定）

コース	頻度	助言の方法	内容	契約料（税別）
「梅コース」	月 4 回	電子メールにて提供	主に国内及び外資系証券会社のアナリストレーティング TOP PICK 情報	半年契約： 120,000 円 年間契約： 200,000 円

「竹コース」	月 4 回	電子メールにて提供	梅コース +個別銘柄診断（半年 2 回、 年間 4 回、1 回 10 銘柄まで）	半年契約： 180,000 円 年間契約： 300,000 円
--------	-------	-----------	--	--

契約期間（月次）：最低契約期間 6 か月。入会申込日より 6 か月後まで。以後 6 か月毎の自動更新。

（年次）：入会申込日より 1 年間。以後 1 年毎の自動更新。

スポットサービス（会員限定）

コース	頻度	助言の方法	内容	契約料（税別）
銘柄診断	－	電子メールにて提供	国内上場株式銘柄診断 1 回 10 銘柄まで	40,000 円/1 回

トライコース（入会金は頂きません）

コース	頻度	助言の方法	内容	契約料（税別）
1 回お試し	希望の週 1 回	電子メールにて提供	「梅コース」のレポートを希望の週に 1 回のみ配信	9,000 円（有効期限：申込日より 1 か月）
4 回お試し	希望の週より 4 回	電子メールにて提供	「梅コース」のレポートを 1 か月間トータル 4 回配信	32,000 円（有効期限：申込日より 1 か月）

その他の費用

当社へ報酬をお振込みいただく際の振込手数料はお客様負担となります。

③ お支払について

契約日より 7 日以内に契約料をお支払下さい。お支払確認後、サービス開始となります。
本契約は自動更新となりますので、更新時は契約満了日より 7 日前までに次回分契約料をお支払下さい。

■有価証券に係るリスク

投資顧問契約により助言する有価証券についてのリスクは、次のとおりです。

① 株式

価格変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

② 債券

価格変動リスク：債券の価格は、金利の変動等により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。また、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。一方、債券によっては、期限前に償還されることがあり、これによって投資元本を割り込むことがあります。

債券発行者の信用リスク：市場環境の変化、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

③ 信用取引等

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

■クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

(1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

- ① お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。
- ③ 契約の解除に伴う報酬の計算は次のとおりとなります。
 - ・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額をいただきます。
 - ・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：週刊サービスについては日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）をいただきます。この際、計算の結果生じた1円未満の端数は切り捨てます。お支払いいただいた会費から、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。契約解除に伴う

損害賠償、違約金はいたしません。スポットサービスにつきましては、投資助言を行っている場合、契約料の返金はいたしません。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、契約の途中解約はできません。

なお、週刊サービスは、契約満了日を迎えても契約は終了せず自動更新されます。契約を終了するには、契約満了日を含む月の 20 日までに、所定の書面にてお申出下さい。契約を更新せず、期間満了をもって終了することができます。会費の精算は行いません。

■租税の概要

お客様が有価証券を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

■投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます）
- ② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面による契約の解除の申出があったとき（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。）
- ③ 当社が、投資助言業を廃止したとき

■禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
 - 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ① 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること。
- ② 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付の媒介、取次ぎ、代理を行うこと。

会社の概要

1. 資本金

600 万円

2. 役員の氏名

代表取締役 森下 三興

取締役 奥村 尚

監査役 野口 光夫（駿河台法律会計事務所 所長）

3. 主要株主の氏名

エムプラス株式会社

株式会社 LK・Partners

原田 千沙

4. 分析者・投資判断者

奥村 尚

5. 助言者

奥村 尚

6. 当社への連絡方法及び苦情等の申出先

商号：トリオアセットマネジメント株式会社

住所：東京都千代田区神田駿河台二丁目 1 番 1 9 号 アルパル 御茶ノ水 5 2 3 号

電話：050-5539-1080

E-mail：info@trio-am.co.jp

7. 当社の苦情処理措置について

- (1) 当社は、「苦情・紛争処理規程」を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、上記 6 の苦情等の申出先」のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次の通りです。

- ①お客様からの苦情等の受付
- ②社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③解決案のご提示・解決

8. 当社の紛争解決措置について

当社は、投資助言・代理業務に関する紛争解決措置として、東京三弁護士会と協定を締結し、紛争の解決を図ることとしています。当社との紛争の解決のため、東京三弁護士会をご利用になる場合には、下記連絡先までお申し出下さい。

東京弁護士会紛争解決センター（電話 03-3581-0031）

受付場所：東京都千代田区霞が関 1－1－3 弁護士会館 6 階

受付時間：月～金（祝日・年末年始を除く）9 時 30 分～12 時 00 分 13 時 00 分～15 時 00 分

第一東京弁護士会仲裁センター（電話 03-3593-8588）

受付場所：東京都千代田区霞が関 1－1－3 弁護士会館 11 階～13 階

受付時間：月～金（祝日・年末年始を除く）9 時 30 分～12 時 00 分 13 時 00 分～16 時 00 分

第二東京弁護士会仲裁センター（電話 03-3581-2249）

受付場所：東京都千代田区霞が関 1－1－3 弁護士会館 9 階

受付時間：月～金（祝日・年末年始を除く）9 時 30 分～12 時 00 分 13 時 00 分～17 時 00 分

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次の通りです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- （１） お客様からのあっせん申立書の提出
- （２） あっせん申立書の受理とあっせん委員の選任
- （３） お客様からあっせん申立金の納入
- （４） あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- （５） あっせん案の提示、受諾

9. 当社が行う業務

当社は、投資助言葉の他に、業務を行っておりません。

投資顧問契約書

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 4 の規定によりお客様にお渡しする
「契約締結時の書面」と投資顧問契約書を兼用しています。)

商号又は氏名 様

商号 トリオアセットマネジメント株式会社

住所 東京都千代田区神田駿河台二丁目 1 番 1 9 号

アルベルゴ御茶ノ水 5 2 3 号室

当社は、投資助言業を行う金融取引業者であり、登録番号
は次のとおりです。

登録番号：関東財務局長（金商）第 2 8 2 9 号

－契約にあたってのご注意－

1. 禁止行為

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと

○ 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引

○ 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ
又は代理

○ 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

・ 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引

・ 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引

○ 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理

② 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、
有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券
を預託させること

③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸
付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

2. 顧客の債権の優先弁済権

当社と投資顧問契約を締結しているお客様は、その投資顧問契約により生じた債権に関し、
当社が法に基づき差し入れている営業保証金について、他の債権者に優先して弁済を受け
ることができます。

3. クーリング・オフの適用

(1) この契約では、クーリング・オフが適用され、その取扱いは以下のとおりです。

① お客様は、本契約書を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

③ 契約の解除に伴う報酬の払戻しは、次のとおりとなります。

・ 投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額をいただきます。

・ 投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：週刊サービスについては日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）をいただきます。この際、計算の結果生じた1円未満の端数は切り捨てます。お支払いいただいた会費から、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。スポットサービスにつきましては、投資助言を行っている場合、契約料の返金はいたしません。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

①クーリング・オフ期間経過後は、契約の途中解約はできません。

なお、週間サービスは、契約満了日を迎えても契約は終了せず自動更新されます。契約を終了するには、契約満了日を含む月の20日までに、所定の書面にてお申出下さい。契約を更新せず、期間満了をもって終了することができます。会費の精算は行いません。

様（以下「甲」という。）とトリオアセットマネジメント株式会社（以下「乙」という。）とは、甲が乙に対価を支払って、乙から投資助言サービスを受けることに関し、次の投資顧問契約を締結した。

（投資顧問契約の締結）

第1条 甲は、自己の投資資産の運用に関し、乙から有用な情報の供与を受けることを乙に申し入れ、乙は法令の規定及び本投資顧問契約の本旨に従い、甲のため忠実に投資助言サービスを行うことを承諾した。

（助言の内容及び方法）

第2条 乙は、国内の有価証券等の価値等又はこれらの価値等の分析に基づく投資判断に関し、甲に対して下記の方法により助言を行うものとする。

入会金・・・100,000 円（入会時のみ）

週刊サービス（会員限定）

コース	頻度	助言の方法	内容	契約料（税別）
「梅コース」	月4回	電子メールにて提供	主に国内及び外資系証券会社のアナリストレーティングTOP PICK 情報	半年契約： 120,000 円 年間契約： 200,000 円
「竹コース」	月4回	電子メールにて提供	梅コース ＋個別銘柄診断（半年2回、年間4回、1回10銘柄まで）	半年契約： 180,000 円 年間契約： 300,000 円

契約期間（月次）：最低契約期間6か月。入会申込日より6か月後まで。

以後6か月毎の自動更新

（年次）：入会申込日より1年間。以後1年毎の自動更新

スポットサービス（会員限定）

コース	頻度	助言の方法	内容	契約料（税別）
銘柄診断	－	電子メールにて提供	国内上場株式銘柄診断1回10銘柄まで	40,000 円/1 回

トライコース（入会金は頂きません）

コース	頻度	助言の方法	内容	契約料（税別）
1回お試し	希望の週1回	電子メールにて提供	「梅コース」のレポートを希望の週に1回配信	9,000 円（有効期限：申込日より1か月）
4回お試し	希望の週より4回	電子メールにて提供	「梅コース」のレポートを1か月間トータル4回配信	32,000 円（有効期限：申込日より1か月）

2 甲の会員区分は別途入会申込書にて甲が申し出たものとする。

3 この投資助言サービスを提供する乙の担当者及び乙への連絡方法は、次のとおりとする。

分析等の業務を行う者 奥村 尚

助言の業務を行う者 奥村 尚

乙への連絡方法

電話番号 050-5539-1080

メールアドレス info@trio-am.co.jp

(秘密の保持)

第3条 乙は、この契約に関連して知りえた甲の財産状況その他の事情については、秘密を厳守する。

2 甲は、投資助言サービスの内容を第三者に洩らし、又は乙の承諾なくして乙の投資助言サービスを第三者と共有してはならない。

(報酬の額及び支払いの時期)

第4条 本投資顧問契約により甲が支払う報酬の額は第2条に定める額とする。

2 支払いは、入会申込日より7日以内に以下(1)(2)のいずれかの銀行口座へ振込により行うこととし、振込手数料は甲の負担とする。

(1) 銀行名：りそな銀行 神田支店

種類：普通預金

口座番号：1629875

口座名義：トリオアセットマネジメント株式会社

(トリオアセットマネジメントカブシキガイシャ)

(2) 銀行名：楽天銀行 第二営業支店

種類：普通預金

口座番号：7321908

口座名義：トリオアセットマネジメント株式会社

(トリオアセットマネジメントカブシキガイシャ)

3 支払いの時期は、以下の通りとする。

半年会員：半年分(6か月)分を契約満了日の7日前までに銀行口座へ振込

年会員：毎年度分を、契約終了日の7日前までに銀行口座へ振込

スポットサービス：銘柄診断を受ける日までに銀行口座へ振込

トライコース：申込日より3日以内に銀行口座へ振込

(運用の責任等)

第5条 投資資産の運用は、甲の意思に基づき、甲により行われるものであり、乙の助言は甲を拘束するものではない。

2 乙は、甲の投資資産における運用の結果生じた損害の全部若しくは一部の負担、又は甲に対する特別の利益の提供は行わないものとする。

(契約期間)

第6条 本投資顧問契約に基づく契約期間は、次のとおりとする。

(契約成立日) 平成27年 月 日～平成28年 月 日

なお、週刊サービスについては、所定の期日までに甲から書面による契約終了の申し出がない限り、現在の契約内容と同一条件にて自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。

(契約書の事項の変更)

第7条 本投資顧問契約書に記載した事項を変更する必要があるときは、甲乙協議して投資顧問契約の変更契約書を作成、締結するものとする。

(契約外事項の協議)

第8条 本投資顧問契約に定めのない事項又は本投資顧問契約に定めた事項に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本投資顧問契約締結の証として、この証書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年 月 日

(甲)

⑩

(乙) 東京都千代田区神田駿河台二丁目1番19号

アルベルゴ御茶ノ水523号室

トリオアセットマネジメント株式会社

代表取締役 森下 三興

⑩